事項	論点	現状と対応案
受け口	 ・受け口を作ることを義務付ける立木の範囲を拡大すべきではないか。 ・刈払機で安全に伐倒することができる胸高直径 8cm 未満の立木を除き、受け口を作ることを義務付けるべきではないか。 ・受け口を作ることを義務付けるのは、胸高直径20cm 以上が適当ではないか。 ・死傷災害も含めて分析し、基準を検討すべきではないか。 	< 現状> 胸高直径 40 cm以上の場合、受け口を作ることとされている。(労働安全衛生規則第 477 条第 3 号) 胸高直径 40 cm以下の立木の伐木であっても、多数の死亡災害が発生している。 林業木材製造業労働災害防止協会が平成 12 年から 28 年のチェーンソーを用いた伐木作業での死亡災害を分析(以下「林災防分析」という。)したところ、立木の胸高直径が把握できた 292 件の内訳は、胸高直径 40cm 以上が 90 件(30.8%)、30cm 以上 40cm 未満が 91 件(31.2%)、20cm 以上 30cm 未満が 93 件(31.8%)、10cm 以上 20cm 未満が 18 件(6.2%)、10cm 未満が 0 件(0%)となっており、胸高直径 20cm 以上で急激に死亡災害が増加している。 < 論点 > 受け口をつくることを義務付ける立木の胸高直径を、現行の 40cm 以上から 20cm とすべきではないか。 受け口をつくることはつるを効かせて伐倒木をゆっくりと倒すことが目的であり、この点をもっと強調すべきではないか。
伐倒時の立入禁止	・伐倒時の立入禁止を義務付けるべきではないか。・伐倒困難木などの場合には、一人で伐倒作業を行うことは危険となる場合があり、複数で作業が可能なように工夫すべきではないか。	<現状>避難を確認してから伐倒することとされているが(労働安全衛生規則第479条第2項)、避難する場所の距離については規定はない。また、伐倒木が転落等することにより危険が生ずるおそれのあるところへの立ち入りを禁じているが(労働安全衛生規則第481条)、規定の趣旨から立ち入りが禁止されるのは下方のみとなる。 チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(以下「伐木ガイドライン」という。)5(3)アにおいては、「伐倒作業においては立木の樹高の2倍の区域内へ伐倒者以外が立ち入ることを禁止」している。ドイツ等ヨーロッパの規制では伐倒時に樹高の2倍の範囲が立入禁止とされている。 (論点> 伏木ガイドラインに倣い、樹高の2倍の区域内の伐倒者以外の立ち入りを法的に禁止すべきではないか。上記の場合、本来複数人で行うべき伐倒困難木などの伐倒作業についても一人で行うことにより、作業が危険になるおそれがあるので、「伐倒者」にはチェーンソーで伐木する者のほか補助者が含まれることを明確にすべきではないか。
かかり木 処理時の 立入禁止等	 かかり木処理時の立入禁止を義務付けるべきではないか。 かかり木処理や伐倒困難木などの場合には、伐倒作業を一人で行うことは危険となる場合があり、複数で作業が可能なように工夫すべきではないか。 かかり木ガイドラインには「速やかに当該かかり木を処理するようにすること」との記載があり、このことが早さを重視して一人でかかり木処理をすることを助長しているのではないか 	ら立ち入りが禁止されるのは下方のみとなる。 かかり木処理については、立ち入り禁止の規定はない。 かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン(以下「かかり木ガイドライン」という。)には、かかり木処理の立入禁止措置 はない。 林災防分析において、かかり木が伐倒者に激突したことによる死亡災害 99 件を分析したところ、かかられている木の伐倒中に 36 件(36.4%)、かか

かかり木	・かかり木ガイドラインに記載された禁止事項を	<現状>
処理の禁	実施しないよう禁止する規定を義務付けるべ	
止事項	きではないか。	かかり木ガイドライン第4の2(5)では、①かかられている木の伐倒、②他の立木の投げ倒し(浴びせ倒し)、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩かつぎ、⑤かかり木の枝切りについては、かかり木処理の作業で行ってはならない事項とされている。 <論点>
		〜 mm / / / / / / / / / / / / / / / / / /
		あわせて、かかり木の速やかな処理、それができない場合の標識の掲示、縄張り等の措置を義務付けるべきではないか。
		か。
伐木作業	・チェーンソーによる伐木作業、造材作業につい	
等の作業	ては作業計画を作ることを義務付けるべきで	
計画	はないか。	業計画の作成、労働者への周知、作業指揮者の選任のセットになっている。
ргра	・作業計画は現場ではなく事務所で作られてい	
	ることが多い。現場の状況に応じて、毎日作業	
	計画を作ることが必要。	詳細な作業計画を作ることは事業者にとって負担が大きいが、作業計画を作成する単位をどのように考えるべきか。
	・作業計画を作ることによって作業員が共通認	
	識を持つようになる。それがリスクアセスメン	作業計画を策定するに当たっては、事前に調査及び記録を行うことを義務付けるべきではないか。
	トになる。	作業計画の労働者への周知義務を義務付けるべきではないか。
	・補助金の交付要件に作業計画を作っているこ	作業計画を実施する作業指揮者の選任を義務付けるべきではないか。
	とを含めるべきではないか。	作業指揮者の養成のための教育カリキュラムを整備すべきではないか。
		造材、集材作業は伐木作業を含め一連の流れとして実施されることがあるので、造材、集材作業をあわせた作業計画とすることを認めるべきではな
		いか。また、作業指揮者の兼任を認めるべきではないか。
		事前の調査を行うべき事項、作業計画に記載すべき事項はどうあるべきか。
緊急連絡	・一人作業の災害で発見が遅れて亡くなる場合	
等	があるので、定期の連絡、携帯電話が使えると	・
	ころの把握、救急車を呼ぶなどの対応を確実に	
	することが必要ではないか。	<論点>
		伐木等作業に限らず、車両系木材伐出機械による作業や林業架線作業等についても、作業計画に定める事項として「労働災害が発生した場合の応急 の措置及び傷病者の搬送の方法を定めること」と規定し、事業者に対応を義務付けることとしてはどうか。
		緊急連絡ガイドラインを改正し、携帯電話が使用可能な箇所の把握等を記載してはどうか。その他現在の状況にあわせて見直しを行ってはどうか。
防護衣	・チェーンソー防護衣の着用を義務付けるべき	<現状>
	ではないか。	身体保護具で義務付けられているものとして、は保護帽(労働安全衛生則 484 条)がある。
	・助成等の措置が講じられないか。	伐木ガイドライン3(1)では「防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること」とされている。
		都道府県によっては助成措置が講じられているところがある。
		<論点>
		チェーンソーの防護衣として、防護ズボン又はチャップスの着用を義務付けてはどうか。
		チェーンソーの防護衣以外についても、目については保護具の使用を義務付けてはどうか。
		助成等の措置が講じられないか。
再発防止	・労働安全衛生法第 99 条の2の再発防止講習の	
講習	活用を図るべきではないか。	労働安全衛生法第 99 条の 2 では、都道府県労働局長は、労働災害を発生させた事業場の労働災害防止業務従事者(安全管理者等)に対し、都道府
	-	県労働局長の指定を受けた者が行う講習 (8時間) を受けるよう指示することができるとされているが、活発に活用されているわけではない。
		<論点>
		年に1回程度東京に集約して講習を行う等、講習実施者にとって実施しやすい方法で実施できないか。

再教育	・チェーンソーによる伐木作業を行う者の再教	<現状>
	育が必要ではないか。	チェーンソー業務従事者の安全衛生教育(再教育)を通達に基づき実施している。
		<論点>
		再教育を今後5年程度で全チェーンソー作業者に受けさせることを目標にキャンペーンを展開してはどうか。
		6 時間の座学である再教育のカリキュラム・教材の見直しを行ってはどうか。
		目立ての重要性を強く訴えるべきではないか。
技能講習	・チェーンソーによる伐木等作業を技能講習の	<現状>
	対象とすべきではないか。	チェーンソーによる伐木、造材、かかり木の処理の作業は、特別教育の対象とされている(労働安全衛生規則第36条第8号の2)。
	・特別教育から技能講習にステップアップする	胸高直径 70 c m以上の立木の伐木、胸高直径 20 c m以上の偏心木等の伐木等は、特別教育の対象とされている (労働安全衛生規則第 36 条第 8 号)。
	道筋を作るべき。	<論点>
		チェーンソーによる伐木等作業(又はその一部)を技能講習の対象とする意見がある一方で、就業制限業務とすることの妥当性、技能講習実施機関
		の継続的な確保、受講者の負担をどう考えるか。
		特別教育については2種類あるものを一つに統合してはどうか。
廃止	修羅、木馬、雪そりについては、現在、使用され	<現状>
	ていないことから、規定を廃止してよいのではな	労働安全衛生規則第 481 条において、「造林等」を「造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業(車両系木材伐出機械によ
	いか	る作業を除く)」と定義している。(削除すると「造林等」の意味する範囲が縮小される)
		<論点>
		修羅、木馬、雪そりに係る規定(労働安全衛生規則第 481 条を以下のとおり修正。第 482 条、第 485 条から第 497 条)を削除してはどうか。
伐木作業	木質バイオマス需要が高まっているが、材を丁寧	<論点>
の目的の	に扱う必要がなく、作業が雑になっているのでは	伐木等作業の再教育、作業計画に基づく作業を行うことにより、労働災害の発生につながらないような対策を講じていくべきではないか。
変化	ないか。	
林業以外	林業以外でも伐木作業が行われているのではな	<現状>
での伐木	いか。伐木作業による労働災害の被災者はもっと	労働安全衛生規則の伐木等作業に係る規定は業種を問わないものであり、林業以外の業種にも適用される。
	多いのではないか	建設工事等でも伐木作業は行われており、死亡災害も発生している(平成 28 年建設業で 9 人)。
		<論点>
		安全な伐木作業が行われるよう、林業以外の伐木作業に関わる業種に対しても周知を図っていくべきではないか。
· ·	国有林・県有林以外、林災防会員外での災害が多	<現状>
イダー等	いのではないか。業界団体等に属さず、行政情報	事業場の労働基準法に基づく適用事業場報告のほか、労働保険手続等により把握が可能。
	等が届かない林業事業体を把握して対応を求め	労働基準監督署では、把握した事業場に対し臨検監督等を行い、また、集団指導等の対応を行っている。
	るべきではないか。	森林法に基づく地域森林計画の民有林で伐採する際には市町村に届出をしなければならないこととされているので、こういった機会も活用すべきで
		はないか。
		<論点>
		アウトサイダーへの働きかけを強化すべきではないか。
施策の体	林業を取り巻く状況を踏まえ俯瞰した目線で、関	<現状>
系化	係機関とも連携し、対策を講じるべきではない	林野庁、林業・木材製造業労働災害防止協会等と連携を取りつつ労働し災害防止対策を推進している。
	か。	<論点>
		関係機関との連携を強化し、また、施策の体系化を図るべきではないか。